

ローズクラブ会則

第1条（名称及び所在）

この会はローズクラブといい、八王子市台町4-36に所在する。

第2条（活動の目的）

この会は、ローズハイツ八王子居住者の互助・交流並びに子供の育成等を図り、もって快適で安心な生活環境を整備することを目的に活動する。

第3条（会員）

この会は、ローズハイツ八王子に居住する者を会員とする。

第4条（組織構成）

- 1項 この会は第8条に規定された委員会で運営する。委員会の中に下記役員を置き、任期は原則1年とする。ただし、会計以外は再任を妨げない。
代表幹事1名、副幹事1名、書記1名、広報1名、会計1名、会計監査1名、
無任所委員：若干名
- 2項 この会に顧問並びに相談役を置くことができる。顧問並びに相談役の委嘱は代表幹事が行う。
- 3項 行事によっては、必要に応じ実行委員会を設置して行事を行うことができる。

第5条（任務分担）

代表幹事は会務を統括する。副幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故ある時は副幹事が代行する。書記は諸会議および行事の記録を担当する。広報は諸会議及び行事の広報を担当する。会計は会計事務を担当する。

第6条（議決機関）

この会に総会及び委員会を置き、代表幹事がこれを招集する。総会及び委員会の議決は出席者の過半数で決定する。

第7条（総会）

総会は、年1回、会計年度終了後速やかに行う。なお、総会は会員の全員投票をもって代えることができる。議決事項は、委員の選出・解任、予算・決算の承認、会則の改正、その他総会又は委員会において総会決定が必要と判断された事項とする。

第8条（委員会）

委員会の役員は、委員同士の互選により選出する。委員会は随時行い、予算に基づいて諸行事を計画・実施し、事後、総会に報告する。

第9条（例会）

毎月1回、例会を開催する。会員は、意見交流・情報交換等の場として例会に出席することができる。また、委員会の事前合意の下に、例会で委員会を代替することができる。

第10条（収入）

この会の運営費用は、会費、寄付金、その他の収入により賄う。

第11条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年5月1日より翌年4月末日までとする。

附則（発効）

この会則は、平成19年5月1日より施行する。

（改定）

平成29年7月2日改定